

はじめに（制度の概要）

八戸市では、未来の保育士である学生さんの修学を支援し、八戸市内で保育士として活躍していただくため、指定保育士養成施設（以下、養成施設。）に在学する方のうち、卒業後に八戸市内の保育所等（※）に保育士として勤務する意思のある方に対し、修学資金を貸与する「八戸市未来の保育士応援奨学金」制度を平成 30（2018）年度に開始しました。

卒業後 1 年以内に市内の保育所等に保育士として就職し、引き続き 5 年間以上勤務した場合には、修学資金の返還を全額免除します。

卒業後の進路を十分にご検討いただいた上で、「市内で就職したい」という意欲をお持ちの方からのお申し込みをお待ちしております。

※保育所等には認可外や幼稚園は含みません。ただし、認定こども園であって名称が「〇〇幼稚園」は保育所等に含まれます。

【貸与の対象】

養成施設に在学し、以下の要件を全て満たしている方

- ・ 卒業後 1 年以内に八戸市内の保育所等に就職し、継続して 5 年間以上保育士として勤務しようとする意思があること。
 - ・ 在学する養成施設の長の推薦を得られること。
 - ・ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められること。
 - ・ 他の自治体が実施する同種（※）の修学資金を借り受けていないこと。
- （※ 八戸市外の他市で実施する、その市に就職することを条件とした奨学金など）

○ 上記の要件を満たす場合は、八戸市外に住所のある方でも対象となります。

○ 「保育士として勤務」とは、保育士業務に 1 日 6 時間以上、月 20 日間以上従事することであり、短時間の勤務や、事務など他の業務への従事は該当しません。

また、幼保連携型認定こども園において保育教諭として勤務する場合も含みます。保育士としての雇用形態（正規雇用、非正規雇用）は問いません。

【貸与の金額】

月額 40,000 円（定額）

【貸与の期間】

貸与決定の年度の 4 月から養成施設を卒業する日の属する月まで貸与します。（上限 24 か月間）

ただし、休学・出席停止中は貸与を一時停止し、復学した場合又は停学処分が解かれた場合に再開します。

【募集人員】

8 名以内（八戸市外の保育士養成施設は最大 2 名までを含む）

1. 貸与を希望する場合の申請手続きについて（申請から決定の流れ）

（1）修学資金の貸与申請

申請に必要な書類は、八戸市こども未来課（八戸市庁別館2階）で配布しているほか、八戸市ホームページからもダウンロードできます。

【申請に必要な書類】

提出書類	対象者
保育士修学資金貸与申請書（第1号様式）	・ 申込者
前年分の収入を証明する書類（①～③のいずれか1つ※） ① 令和4年分 給与所得の源泉徴収票の写し ② 令和4年分 確定申告書 （第1、2表の写し、税務署印のあるもの） ③ 令和5年度所得・課税証明書（無職・無収入など 非課税である場合は非課税証明書） ※ 未申告の場合は申告が必要となります	・ 家計支持者（父母または父母に代わって家計を支えている者） ※収入の有無に関わらず、該当する者が2人以上いる場合は <u>全員の書類</u> を提出すること ・ 連帯保証人
状況確認票（第2号様式）	・ 申込者
授業料年額がわかる書類の写し	・ 申込者
成績証明書	・ 申込者 ※第1学年の者は前在学校のもの。 第2学年以上の者は在学校のもの。
印鑑登録証明書	・ 申込者（1部） ・ 連帯保証人（2人分を1部ずつ）
保育士養成施設の推薦書（第3号様式）	・ 申込者

※ 保育士修学資金貸与申請書（第1号様式）裏面の課税資料閲覧同意欄において、市が課税資料を閲覧することに同意した連帯保証人については、申請する年の1月1日に八戸市に住民票を有する場合は、①～③の書類を提出する必要はありません。

ただし、市県民税の未申告、修正申告等により課税状況を確認できない場合は提出が必要になります。

□世帯の状況を証明する書類（以下、①～⑤は該当する場合のみ提出が必要です）

下記の項目に該当する場合は、項目ごとに提出する書類が異なりますので、必要となる書類をよく確認して提出してください。

①障がい者と同一の世帯

障害者手帳の氏名、等級が記載されているページの写しを提出してください。

②要介護者と同一の世帯

介護保険被保険者証の氏名、要介護状態区分等が記載されているページの写しを提出してください。

③家計支持者が単身赴任している世帯

最新の光熱水費の明細書、マイナンバーの記載されていない住民票等の別居を証明する書類の写しを提出してください。また、「状況確認票（第2号様式）」の3. 世帯状況に、別居にかかる費用（上限71万円）を記入してください。

④6か月以上に渡る療養者と同一の世帯

同一生計のご家族の中に6か月以上にわたる療養者がいる場合は、1年間の医療費支払金額を算出し、「状況確認票（第2号様式）」の3. 世帯状況に記入し、その総額を証明する書類（医療機関の領収書や医師の証明書などのコピー）を提出してください。

なお、申込時点で療養を終えている場合の医療費や、差額ベッド代、食費、老人ホームの入居費などは対象外です。

⑤火災、風水害、盗難等の被害にあった世帯

申込日から遡って1年以内に被害を受け、2年以上の長期にわたり支出の増加、収入の減少があり、著しい困窮状態に置かれている場合は、被害を証明する書類（り災証明書など）の写しを提出し、その1年分の支出の増加額、収入の減少額を「状況確認票（第2号様式）」の3. 世帯状況に記入してください。ただし、保険等によって補填された金額は除いてください。

《連帯保証人の要件》

以下の要件に当てはまる方を2人選任してください。

- ・ 成年者で独立の生計を営んでいる方で、返済能力を有する者とします。
 - ・ 貸与を申し込む方が未成年者の場合は、2人のうち1人を法定代理人としてください。
 - ・ 生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とすることはできません。
- ※ 連帯保証人は、貸与を受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸与を受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。

《書類作成上の注意点》

- ※1 消せるボールペンで記入しないでください。
- ※2 浸透印（シャチハタ等）による押印は不可です。
- ※3 提出書類には同一の印鑑を使用してください。
- ※4 書類を訂正する際には、使用した印鑑で訂正印を押してください。修正液・修正テープ・豆印での訂正はしないでください。
- ※5 連帯保証人の同意欄に押印する印鑑は実印とし、それぞれの印鑑登録証明書を1部添付してください。

■書類の提出先 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市こども未来課 企画グループ 未来の保育士応援奨学金 係

■申込期限 令和5年7月28日（金）必着

(2) 書類の審査・可否決定

こども未来課において書類の確認を行い、選考による貸与の可否を決定後、結果については「保育士修学資金貸与・不貸与決定通知書（第4号様式）」により申請者にお知らせします。

※ 選考基準は「八戸市未来の保育士応援奨学金 奨学生選考指針」(P16)を参照してください。

(3) 貸与決定後の手続き

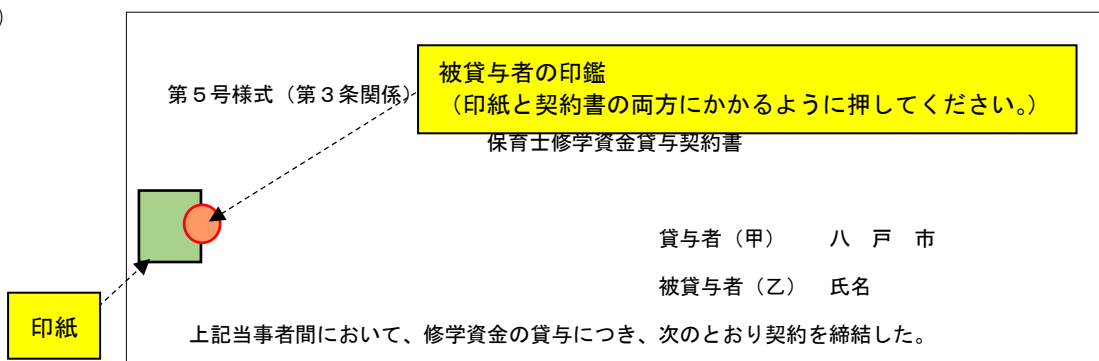
「保育士修学資金貸与・不貸与決定通知書（第4号様式）」に「保育士修学資金貸与契約書（第5号様式）」を4部同封しますので、全てに必要な事項を記入し、提出してください。

また、入金先の確認・登録のため、「口座振替受領申出票」を同封しますので、必要事項を記入し、契約書と一緒に提出してください。

≪書類作成上の注意点≫

- ※1 契約者本人及び連帯保証人が契約書に押印する印鑑は必ず実印（印鑑登録証明書と同じ印）としてください。
- ※2 契約書は、「消費貸借に関する契約書」に該当する文書であるため、4部のうち1部に収入印紙の貼付が必要となります。（印紙の金額は、貸与期間1年の場合400円、1年を超える場合1,000円）

(例)



■書類の提出先 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市こども未来課 企画グループ 未来の保育士応援奨学金 係

■提出期限 貸与決定通知書を送付する際にお知らせします。

2. 修学中の手続きについて

(1) 在学証明書の提出

修学資金は、各年度を第1期（4月～9月）と第2期（10月～翌年3月）に分け、「口座振替受領申出票」(P4)により指定された口座へそれぞれ6か月分をまとめて振り込みます。

振込の時期、金額については以下のとおりです。

また、振込にあたっては養成施設の在学証明書（卒業時は卒業証明書の写しでも可）を確認しますので、こども未来課へ以下のとおり提出をお願いします。

【2023年度】（1年目）

	第1期（4月～9月）	第2期（10月～翌年3月）
振込の時期	2023年10月下旬	1年生：2024年4月下旬 2年生：2024年3月下旬
振込金額	240,000円	240,000円
提出する在学証明書 （又は卒業証明書）の 発行日	2023年9月1日～9月30日に 発行のもの	2024年3月1日～3月31日に 発行のもの
市への提出期限	2023年10月7日	1年生：2024年4月7日 2年生：2024年3月17日

【2024年度】（2年目）

	第1期（4月～9月）	第2期（10月～翌年3月）
振込の時期	2024年10月下旬	1年生：2025年4月下旬 2年生：2025年3月下旬
振込金額	240,000円	240,000円
提出する在学証明書 （又は卒業証明書）の 発行日	2024年9月1日～9月30日に 発行のもの	2025年3月1日～3月31日に 発行のもの
市への提出期限	2024年10月6日	1年生：2025年4月5日 2年生：2025年3月15日

(2) その他、随時届出・申請が必要となるもの

下記の事由が生じた場合には、速やかにこども未来課へ書類を提出してください。

事 由	提 出 書 類
① 氏名・住所・電話番号を変更したとき	保育士修学資金異動事項等届出書 (第8号様式(その1))
② 休学又は留年したとき	
③ 停学の処分を受けたとき	
④ (②の後) 復学または進級したとき	
⑤ (③の後) 停学の処分が解かれたとき	
⑥ 退学したとき	
⑦ 修学資金を必要としなくなったとき	
⑧ 連帯保証人の住所・氏名・電話番号に変更が生じたとき	保育士修学資金異動事項等届出書 (第8号様式(その3))
⑨ 連帯保証人を変更するとき	保育士修学資金連帯保証人変更申請書 (第6号様式)

※ ②③の事由が生じた場合には、修学資金の貸与を一時停止します。

※ ⑥⑦の事由が生じた場合には、貸与を取り消し、借り受けた修学資金の全額を返還していただきます。

➤ 「6. 修学資金の取消について」(P.9)、「7. 修学資金の返還について」(P.10)を参照し、必要な手続きを行ってください。

➤ ⑦による取消後も引き続き養成施設に在学する場合には、本人の希望があれば修学資金の返還を猶予できますので、「9. 修学資金の返還猶予について」(P.14)を参照し、必要な手続きを行ってください。

※ ⑨の変更申請書は「債務の保証に関する契約書」に該当するため、200円の収入印紙の貼付が必要となります。

3. 卒業時の手続きについて

【提出書類】

- ・ 保育士修学資金養成施設卒業等報告書（第9号様式）
- ・ 養成施設の卒業証明書の写し（振込を受けるために3月中に提出済みの場合は省略可）
- ・ 保育士登録済通知書の写し

（就職先が決まっている場合）

- ・ 就職等の事実を証明する書類（採用通知、辞令、雇用契約書などの写し）

■書類の提出先 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市こども未来課 企画グループ 未来の保育士応援奨学金 係

■提出期限 卒業年の4月末日（必着）

《卒業後の進路別 必要となる手続き》

①1年以内に八戸市内の保育所等に保育士として就職する場合

- 八戸市内の保育所等で常勤保育士（1日6時間以上、1月20以上の勤務）として5年以上勤務すると、修学資金の返還が全額免除となります。

※ 従事期間が5年に達した場合には「8. 修学資金の返還免除について」(P12)を参照し、免除申請を行ってください。返還の免除を受けるまでの間は、年に1回の現況報告と、異動があった場合の届出が必要となります。

※ 「4. 市内の保育所等に勤務中の手続きについて」(P8)を参照してください。

②八戸市外の保育所等に就職する場合

- 貸与した修学資金を全額返還していただきます。
「7. 修学資金の返還について」(P10)を参照し、必要な手続きを行ってください。

③保育士以外の職種に就職する場合

- ②と同様です。

4. 市内の保育所等に勤務中の手続きについて

(1) 現況報告書の提出

「保育士修学資金現況報告書（第10号様式）」により、毎年3月31日時点（卒業年を除く）の状況を報告してください。なお、返還が免除となった場合は、それ以降の提出は不要となります。

■書類の提出先 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市こども未来課 企画グループ 未来の保育士応援奨学金 係

■提出期限 卒業年の翌年から毎年4月末日（必着）

(2) その他、随時届出・申請が必要となるもの

下記の事由が生じた場合には、速やかにこども未来課あてに書類を提出してください。これらについても、返還が免除となった場合には、それ以降の提出は不要となります。

事 由	提 出 書 類
① 氏名・住所・電話番号を変更したとき	保育士修学資金異動事項等届出書 (第8号様式(その2))
② (産前産後・病気等) 休暇、育児休業等の取得、退職または復職したとき	
③ 八戸市内の保育所等を退職したとき	
④ 連帯保証人の氏名・住所・電話番号に変更が生じたとき	保育士修学資金異動事項等届出書 (第8号様式(その3))
⑤ 八戸市内の保育所等へ転職したとき	・ 保育士修学資金異動事項等届出書 (第8号様式(その2)) ・ 就業等の事実を証明する書類(採用通知、辞令、雇用契約書などの写し)
⑥ 連帯保証人を変更するとき	保育士修学資金連帯保証人変更申請書 (第6号様式)

※ 5年間以上従事する前に③の事由が生じた場合には、借り受けた修学資金は勤務年数に応じて返還となります。

「7. 修学資金の返還について」(P10)を参照し、必要な手続きを行ってください。

※ ②、③、⑤の事由については、保育所等の長の証明が必要です。

5. 貸与の停止について

修学資金の貸与を受けている期間に、養成施設の「休学」、「留年」、「停学処分」に該当することとなった場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月（事由が生じた日が月の初日の場合は、その日の属する月）分から修学資金の貸与を停止します。

速やかにこども未来課にご連絡の上、「保育士修学資金異動事項等届出書（第8号様式（その1））」を提出してください。

また、上記に該当した後、「復学」、「進級」、「停学処分の解除」に該当することとなった場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月（事由が生じた日が月の初日の場合は、その日の属する月）分から貸与を再開しますので、速やかにこども未来課にご連絡の上、「保育士修学資金異動事項等届出書（第8号様式（その1））」を提出してください。

6. 修学資金の取り消しについて

修学資金の貸与を受けている期間に、本人が①「死亡」、②「養成施設を退学」、③「修学資金を必要としなくなった場合」に該当することとなった場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を取り消します。

速やかにこども未来課にご連絡の上、①の場合は「死亡届（第11号様式）」（相続人が提出）、②③の場合は「保育士修学資金異動事項等届出書（第8号様式（その1））」を提出してください。

- ・ ①については、借り受けた修学資金の返還が全額免除となります。
「8. 修学資金の返還免除について」（P.12）を参照し、必要な手続きを行ってください。
- ・ ②～③については、借り受けた修学資金を全額返還していただきます。
「7. 修学資金の返還について」（P.10）を参照し、必要な手続きを行ってください。

7. 修学資金の返還について

(1) 返還対象の対象となる事由

次の事由に該当する場合は、貸与を受けた修学資金の返還を行っていただきますので、速やかにこども未来課へ連絡してください。

① 修学資金の貸与が取り消されたとき（本人が死亡した場合は除く）

貸与を受けた額の全額の返還が必要となります。

取消後も引き続き修学先の養成施設に在学する場合には、卒業までの間返還が猶予されます「9. 修学資金の返還猶予について」(P.14)を参照し、必要な手続きを行ってください。

② 修学先の養成施設を卒業後、1年以内に八戸市内の保育所等に就職しなかったとき

(八戸市外への就職、保育士以外の職種への就職など)

貸与を受けた額の全額の返還が必要となります。

以下の理由により1年以内に就職できない場合には、その理由が継続する間、返還の対象となりません。

- ・ 将来、八戸市内の幼保連携型認定こども園で保育教諭としての就職を希望しており、幼稚園教諭第1種免許状の取得のため他の大学等に編入する場合
- ・ 病気その他やむを得ない理由で就職できない場合

※「9. 修学資金の返還猶予について」(P.14)を参照し、必要な手続きを行ってください。

③ 市内の保育所等を従事期間5年未満で退職したとき

退職までの間に、修学資金の貸与を受けた期間以上の従事があった場合には、従事期間に応じて一部の返還が免除されますので、残りについて返還を行っていただきます。

修学資金の貸与を受けた期間以上の従事がなかった場合には、貸与を受けた額の全額の返還が必要となります。

※「8. 修学資金の返還免除について」(P.12)を参照してください。

- ・ 養成施設の卒業後に就職した市内の保育所等を退職し、市内の他の保育所等に転職する場合、退職後1年以内の転職であれば両方の従事期間を通算します。
- ・ 当該要件への該当により返還を行った場合には、その後の状況の変化により市内の保育所等に再就職したとしても、一度返還いただいた修学資金をお戻しすることはできません。

(2) 返還の方法

返還は月払い、半年払いのいずれかの方法となります。申し出があれば、一括払いによる繰上げ返還も可能です。

また、返還の一部免除の対象者については、「8. 修学資金の返還免除について」(P.12)を参照し、返還額の一部免除を受けるために必要な書類も併せて提出してください。

(3) 返還期間

返還の事由が発生したのち、貸与を受けた期間の2倍の期間以内で返還を行っていただきます。

(例) 2年間(24か月)貸与を受けた場合、返還期間は4年(48か月)以内となります。

※ 返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、年14.6パーセントの遅延利息を返還金と併せて納入していただきます。

(例) 令和5年4月から2年間(月4万円×24か月=96万円)の貸与を受けた場合の返還

- ・ 返還金額 96万円
- ・ 返還開始 令和8年4月から
- ・ 返還期間 4年間
 - 月払いの場合 4月から毎月2万円ずつ返還(48回払い)
 - 半年払いの場合 半年ごと6月及び12月に12万円ずつ返還(8回払い)

(4) 提出書類

事 由	提 出 書 類
①貸与の取消 (死亡を除く)	・ 保育士修学資金異動事項等届出書(第8号様式(その1)) ・ 保育士修学資金返還計画書(第14号様式)
②卒業後、市内保育所等に 就職しない場合	・ 保育士修学資金養成施設卒業等報告書(第9号様式) ・ 保育士修学資金返還計画書(第14号様式)
③従事期間5年未満で退職 した場合	・ 保育士修学資金異動事項等届出届(第8号様式(その2)) ・ 保育士修学資金返還計画書(第14号様式)

■書類の提出先 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市こども未来課 企画グループ 未来の保育士応援奨学金 係

■提出時期 連絡後、速やかに提出してください。

8. 修学資金の返還免除について

(1) 返還免除の対象

貸与を受けた方が次の事由に該当する場合は、修学資金の全額または一部の返還が免除となります。

【全額免除となる事由】

①養成施設を卒業後1年以内に市内の保育所等に就職し、保育士として5年以上従事したとき。

※ 産前産後休暇・育児休業・病気休暇など休職中の期間は、従事期間と算定されません。復職してから引き続き従事期間として通算されます。

(例) 令和7年4月から令和10年6月まで従事	3年3か月従事 (i)
令和10年7月から令和11年6月まで出産のため休暇	1年 (対象外)
復職後、令和10年7月から令和13年3月まで従事	1年9か月従事 (ii)

※ (i) と (ii) の通算により、令和13年3月末をもって従事期間5年を満了。

※ 卒業後就職した市内の保育所等を退職し、市内の他の保育所等に転職する場合、退職後1年以内の転職であれば両方の従事期間を通算します。

(例) 令和7年4月から令和10年3月まで従事し、退職	3年従事 (iii)
令和10年6月から令和12年5月まで他の保育所等で従事	2年従事 (iv)

※ (iii) と (iv) の通算により、令和12年5月末をもって従事期間5年を満了。

②本人が死亡したとき。

③本人が心身の障がいにより次の事由に該当するとき。

- ・ 養成施設に在学することが困難となったとき。
- ・ 市内の保育所等で、継続して従事することが困難になったとき。

【一部免除となる事由】

④市内の保育所等を、修学資金の貸与を受けた期間以上5年未満の従事で退職したとき。

(退職後1年以内に市内の保育所等に再就職する場合を除く。)

免除額の割合は以下のとおりです。

従事期間	免除額
1年以上2年未満	貸与した額の5分の1に相当する額
2年以上3年未満	貸与した額の5分の2に相当する額
3年以上4年未満	貸与した額の5分の3に相当する額
4年以上5年未満	貸与した額の5分の4に相当する額

従事期間が貸与を受けた期間に満たない場合は、免除の対象となりません。

(全額を返還いただきます)

(例) 在学中2年間の貸与を受けたが、従事期間1年半で退職し、以後は市内の保育所等で従事する見込みがない場合…従事期間が貸与を受けた期間に満たないため一部免除は受けられません。

(2) 提出書類

事由	提出書類
①市内保育所等で5年以上の従事	・ 保育士修学資金返還免除申請書（第12号様式） ・ 従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類
②死亡	相続人（相続人がいない場合には、監護する方）が届出を行ってください。 ・ 死亡届（第11号様式） ・ 事実を証明する書類（死亡診断書、戸籍謄・抄本等）
③心身障がいによる退学または退職	本人の届出が困難な場合は、連帯保証人又は本人の親族による届出も可能です。 ・ 保育士修学資金返還免除申請書（第12号様式） ・ 事由を証明する書類（障害者手帳の写し、診断書等）
④貸与を受けた期間以上5年未満の従事での退職	・ 保育士修学資金返還免除申請書（第12号様式） ・ 従事先の保育所等が作成した在職期間を証明する書類

※ ④は一部免除のための手続きとなりますので、残りについては返還が必要となります。
「7. 修学資金の返還について」(P.10)も参照し、必要書類を併せて提出してください。

■書類の提出先 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市こども未来課 企画グループ 未来の保育士応援奨学金 係

■提出時期

①市内保育所等で5年以上従事した場合

- ・ 3月末に期間を満了した場合 ➤ その年の4月末日まで（必着）
- ・ 上記以外の時期に満了した場合 ➤ 満了月の翌月末日まで（必着）

②死亡、③心身障がいによる退学及び退学、④貸与を受けた期間以上5年未満の従事での退職の場合

- 事由発生後速やかに提出してください。

9. 修学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、こども未来課へご連絡ください。

- ① 修学資金を必要としなくなったため、修学資金の貸与が取り消された後も、引き続き、修学先の養成施設に在学しているとき。
- ② 災害・疾病その他やむを得ない理由により返還が困難になったとき。

(2) 提出書類

事 由	提 出 書 類
①貸与取消後も養成施設に在学	保育士修学資金返還猶予申請書（第18号様式）
②災害・疾病その他	・保育士修学資金返還猶予申請書（第18号様式） ・事由を証明する書類

■書類の提出先 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市こども未来課 企画グループ 未来の保育士応援奨学金 係

■提出時期 連絡後、速やかに提出してください。

10. 困ったときは (Q&A)

Q : 八戸市内に住んでいなくても貸与を受けられますか？

A : 卒業後に市内の保育所等で保育士として従事する意思があること、②養成施設（八戸市外の養成施設を含む）に在学していること、の2つの要件を満たしていれば、市内に居住していない方でも貸与を受けることができます。

また、卒業後も従事先が市内の保育所等であれば、居住地は問いません。

(例：実家のある市外からの通勤も可。)

Q : 病気などの理由で卒業後1年以内に就職できなかった場合はどうなりますか？

A : 病気などの理由が継続する期間が見込める場合には、申請により、その期間における返還を猶予します。(→P.14) ただし、卒業後1年間に追加できる猶予期間は原則1年以内とします。

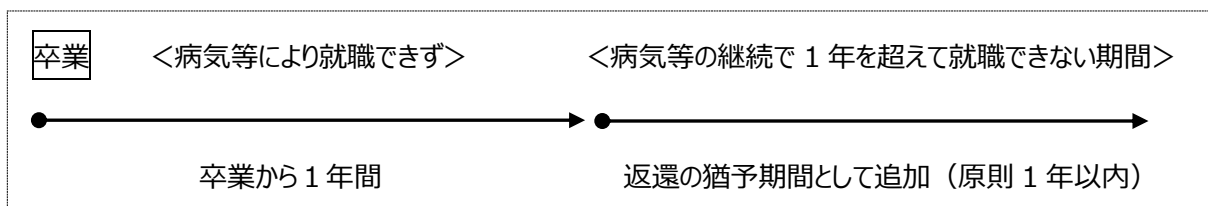
その期間内に就職した場合には、そこから5年間の従事により全額免除の対象となります。

また、特に重い病気などにより就職の目処が立たない場合には、返還の免除の対象となります。

(→P.12)

いずれの場合も、理由を証明する書類を確認させていただきます。

(猶予期間追加のイメージ)



Q : 市内の保育施設で5年間従事する前に、結婚して市外で働くこととなった場合はどうなりますか？

A : 心身の障がい等、やむを得ない理由には該当しませんので、従事期間に応じた返還の対象となります。(→P.10)

Q : 市内の保育施設で5年間従事する前に子育てのために退職して、10年後に再度市内の保育施設で保育士として従事する場合はどうなりますか？

A : 5年間従事する前に退職した場合、退職時点ですみやかに再就職する意思があり、退職後1年以内に再就職した場合には、従事期間を通算します。(→P.12)

ご質問のケースは、退職する時点で1年以内の再就職の見込・意思がなく、従事期間に応じた返還の対象となります。(→P.10)

なお、いったん返還を行っていただいた後は、その後再就職したとしても、修学資金をお戻しすることはできません。

八戸市未来の保育士応援奨学金 奨学生選考指針

1 選考指針

高等学校以上の修学能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者について、学業、家計の状況等を検討し、これらを総合的に判定して奨学生を選考するものとする。

(1) 学業に関する選考指針

- ①基準 在学採用の申請者で第1学年のものは前在学校の、在学採用の申請者で第2学年以上のもの及び予約採用の申請者で現在在学しているものは在学校の学業成績から判断し、今後の学業を修め得ると認められる者。
- ②評価 5段階評価以外の学業成績については3区分評価とする。「成績証明書」に基づき、3区分評価の平均値（全科目の合計値を科目数で除した値）で算出する。
(秀・優・S・A・80～100点は4.5、良・B・70～79点は3.75、可・C・60～69点は3.25)
- ③選考対象 ②における評定の平均値が3.0以上の志望者を選考対象とする。

(2) 家計状況に関する選考指針

- ①基準 家計の実情が、学費を支出するに困難であること。
- ②評価 家計状況についての選考は、独立行政法人 日本学生支援機構における無利息の学資貸与金（第一種学資貸与金）の基準に準拠して判定を行う。
具体的には、父母又は父母に代わって家計を支えている者(以下「家計支持者」という。)の源泉徴収票、または確定申告書の写し、課税証明書（課税証明書により証明を受けるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、課税資料閲覧取得同意書によりその閲覧取得についての同意を得たときは取得した課税資料）に基づき、後段の③で算定された認定所得金額と、別表2に基づき算定された収入基準額を比較し、認定所得金額が収入基準額を超える場合は、原則として選考対象とならない。
ただし、認定所得金額については、家計の事情や世帯の学費負担力が正しく反映されるよう、認定所得金額をただ機械的に収入基準額と対比するのではなく、家計の実情等を考慮して判断する。
また、家計支持者が相当の収入を有する家庭であっても、特別の事情があって生計維持が困難な場合には、選考対象とする。

③ 奨学金審査時の所得に係る算定方法について

- ア 家計支持者の1年間の総所得額(父母が共にいる場合は、それぞれの総所得額を合わせた金額)で採点する。

イ アの「総所得額」とは、金銭・物品などの1年間の総収入金額から必要経費(給与所得の場合は、日本学生支援機構が定める算式により算出した控除額)を控除した金額をいう。

ウ 母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯については、総所得額から日本学生支援機構が定める特別控除額を控除した金額をその世帯の認定所得額とみなすことができる。

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯のいずれにも該当しない世帯については、イで得られた総所得額を認定所得額とする。

エ ウで得られた認定所得額が負の値となっても、その金額を認定所得額とする。

2 選考

- ① (1) 及び (2) に定める基準により選考を行い、選考通過者を決定する。
- ② 選考通過者が採用予定者数より多い場合は、認定所得額の低い者から決定する。

別表第1 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額				
世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯であること	99万円				
	(2) 就学者のいる世帯であること。 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		31万円		
		中学校		46万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校	国・公立	1～3学年	39万円	69万円
				4・5学年・専攻科	43万円	72万円
			私立	1～3学年	88万円	118万円
				4・5学年・専攻科	87万円	116万円
		大学 短期大学 大学院	国・公立	74万円	121万円	
			私立	133万円	180万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
専門課程	国・公立		36万円	81万円		
	私立		102万円	147万円		
控除	(3) 障害者のいる世帯であること。(本人を含む)	障害者1人につき 99万円				
	(4) 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。				
	(6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				
控除対象とする本人	申込者本人の就学状況	国・公立	自宅通学 23万円 自宅外通学 70万円	+ 授業料年額		
		私立	自宅通学 37万円 自宅外通学 84万円	+ 授業料年額		

<備考>

- 「(2) 就学者のいる世帯であること。」による控除は、申込者を除く世帯員を対象とする。
- 該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 奨学金の申込時において、子供(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数につき申込者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できることとする。
(例) 子供3人の場合: 「(3人-2人) × (本人特別控除額(本人対象の控除) + 50万円)」の控除をさらに受けることができる。

別表第2 収入基準額表

区 分		収入基準額
世帯人員	1人	139万円
	2人	198万円
	3人	212万円
	4人	229万円
	5人	239万円
	6人	250万円
	7人	262万円
	8人以上	274万円（1人増すごとに、これに12万円を加算する。）

<参考> 給与所得の場合による控除額

（独立行政法人日本学生支援機構業務方法書の無利息の学資貸与金（第一種学資貸与金）の基準に準拠）

(A)

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入額×0.2+214万円
（ただし、収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額である。）	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(B)

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入額×0.4 （ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円である。）
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

備考

- 1 高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において、奨学金を受ける者の生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得のある者が1人の場合を含む。）にあっては（A）の表、少ない者にあっては（B）の表を適用する。なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は（A）の表、他方の者は（B）の表を適用する。
- 2 控除額は、1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。